

**測量・建設コンサルタント等
入札参加資格審査申請要領**
(追加登録分・令和6年4月1日～令和7年3月31日適用)

秋田市および秋田市上下水道局が発注する測量・建設コンサルタント等の入札に参加しようとする方は下記の手順を一読し、必要書類を提出してください。

記

- 1 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月10日(月)
(ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。)
受付時間 午前8:30～12:00、午後1:00～5:00

[毎月 1日～10日の申請分→申請月に審査をし、翌月1日から名簿登載 ※10日が休日等に当たるときは、直前の開庁日までの申請分 毎月11日～末日の申請分→申請月の翌月に審査をし、翌々月1日から名簿登載]
---	--	---
- 2 受付対象業者 (1) 新規業者…令和6年4月1日時点で登録がない者
(2) 更新業者…令和6年4月1日時点で登録がある者
(3) 業種等追加…令和5・6年度登録業者のうち、要件を満たしたことにより業種や部門を追加登録する者
- 3 提出先 〒010-8560
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階
秋田市役所総務部 契約課 工事契約担当
電話 018-888-5438
- 4 提出部数 1部
- 5 提出方法 持参又は郵送
※郵送分は契約課に到着した日をもって申請がなされたものとして審査を行うため、受付最終日の午後5時までに契約課事務室必着のこと。
なお、申請書類に不足等がある場合は、追加書類の提出日を申請日とします。
- 6 審査基準日 資格審査の申請をする年の1月1日
- 7 有効期間 測量等有資格者名簿に登載した日から令和7年3月31日まで
- 8 申請業種 ※資格審査要件は2ページおよび3ページを参照のこと
(1) 測量
(2) 建築関係建設コンサルタント業務
(3) 土木関係建設コンサルタント業務(計量証明事業者を含む)
(4) 地質調査業務
(5) 補償関係コンサルタント業務(不動産鑑定業者、土地家屋調査士および司法書士を含む)
(6) 下水道管等清掃業務
(7) その他
- 9 参加資格
(1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者でないこと
(2) 経営状態が著しく不健全でないこと
(3) 営業に関し法律上必要な資格を有していること
(4) 資格審査の申請をする年の1月1日の直前の2営業年度に入札参加を希望する業務の営業実績があること
(5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又

		137号) 第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業許可を秋田市および処分地の所在地において受けていること
その他		上記以外で「 <u>測量、設計およびこれらに準ずる業務</u> 」の入札に係ると認められる業種 ※漏水調査の登録は行いませんので、上下水道局総務課管財係へお問い合わせください。

11 提出書類

提出書類の要・不要は、下表の取り扱いのとおりとします。

新規・更新の別については「2 受付対象業者」のとおりです。

市内・市外の別について

→市内：秋田市内に本店を置く者、市外：秋田市外に本店を置く者

提出書類	区分		新規業者		更新業者		業種等追加
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
ファイリング (表紙色)	(ピンク)	(黄色)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)
(1) 業者登録カード	○	○	○	○	○	○	○
(2) 一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書一式	○	○	○	○	○	○	▲
(3) 営業所一覧表	○	○	○	○	○	○	▲
(4) 技術者経歴書	○	○	○	○	○	○	○ (追加分)
(5) 測量等実績調書 (2年間)	○	○	○	○	○	○	○ (追加分)
(6) 登録通知 (写)	○	○	○	○	○	○	○ (追加分)
(7) 財務諸表類 (直前一年間)	○	○	○	○	○	○	▲
(8) 委任状 ※委任事項がある場合のみ	—	○	—	○	—	○	▲
(9) 謄本等	○	○	○	○	○	○	▲
(10) 納税証明書等	○	○	○	○	○	○	▲
(11) 社会保険料納入証明書	○	—	○	—	○	—	▲
(12) 誓約書	○	○	○	○	○	○	○
(13) 下水道管等清掃業務関係書類 ※申請者のみ	○	○	○	○	○	○	○
(14) 返信用封筒 (定形サイズ) + 切手 ※郵送による申請者のみ	○	○	○	○	○	○	○

(1) 業者登録カード (様式1)

国土交通省の申請書を使用

- (2) 一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書一式 (①-1, 2, 3、②-1, 2)
 (3) 営業所一覧表 (上記申請書様式③)
 (4) 技術者経歴書 (" ④)
 ※有資格者の資格および登録部門を明示してください。

(5) 測量等実績調書 (2年間) (様式2-1又はそれに準ずるもの)

※建築関係建設コンサルタント業務のうち、構造を希望する者は「測量等実績調書 (構造) (様式2-2)」を作成してください (作成にあたっては各様式の注を参照)。

(6) 登録通知 (写)

- ・建築関係建設コンサルタント業務のうち、耐震診断・耐力度測定を希望する者は要件を満たしていることがわかる書類を1名以上分添付してください。
- ・補償関係コンサルタント業務については、登録部門ごとに、**補償業務管理士**の登録証の写しを1名以上分添付してください。

※測量業務については、登録通知書の写しを提出してください。登録証明書の写しは不要です。

※有効期間内に申請業種における登録の更新があった場合は、通知の写しを添付のうえ、「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

(7) 財務諸表類（直前一年間）

(8) 委任状（※委任事項がある場合のみ）

※次の(9)～(11)は、それぞれ写しでも可

(9) 謄本等 法人：登記事項証明書（申請日前3か月以内のもの）
個人：身分証明書（申請日前3か月以内のもの）

(10) 納税証明書等

- ① 消費税の納税証明書（直近の事業年度のもの）
税務署で「**その3 未納税額のない証明用**（その3の3でも可）」を発行してもらってください。
- ② 秋田市に納めた法人市民税の納税証明書（直近の事業年度のもの）
個人営業の方は個人市県民税の納税証明書（申請日において納付期限が到来している分で直近4期分）
- ③ 秋田市に納めた固定資産税の納税証明書（土地・家屋、償却資産：申請日において納付期限が到来している分で直近4期分）
秋田市で事業（この申請に係る業務に限らない）を行っていて、固定資産税を有しているが課税額が0円の方は「課税証明」、固定資産を有していない方は「資産なし証明」を提出してください。
- ④ 秋田市に納めた特別徴収分個人市県民税の領収証書(写)（**秋田市内に本店を置く者のみ**）
登録業者が特別徴収義務者になっている場合、申請日において納付期限が到来している分で直近3か月分
従業員が個々に納めている場合は「**宣誓書（様式3）**」を提出してください。

●納税証明書は、納付状況が反映されるまでに日数を要するためご注意ください

(11) 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（※**秋田市内に本店を置く者のみ**）

申請日が属する月の、前々月末（休日等に当たるときは翌営業日）を納期限とする分までの12か月分の証明書

- ・健康保険料……年金事務所又は加入の健康保険組合等で発行する保険料納入証明書等
- ・厚生年金保険料……年金事務所が発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

※従業員が5人未満で厚生年金保険の適用を受けていない個人事業所は、事業主の国民健康保険と国民年金について納付の確認ができる書類を提出してください。

(12) 誓約書（**様式4**）

(13) 下水道管等清掃業務関係書類（※申請者のみ）

- ア 必要機材（高圧洗浄車・汚泥吸引車）の所有を証明する書類
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（＝第2種酸素欠乏危険作業主任者）の資格等についての証明書類
- ウ 産業廃棄物収集運搬の資格等についての証明書類

(14) 返信用封筒（※郵送による申請を行う場合のみ）

郵送申請に対しては受付票は発行せず、業者登録カード（様式1）に受付印を押したものの写しを返送しますので、郵便物料金分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

	新規業者	更新業者
返信用封筒（定形郵便サイズ）	○	○
切手（郵便物料金）	○	○

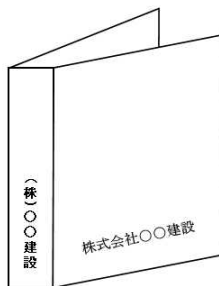
12 提出書類のファイリング方法

新規業者は、11の(1)～(13)までを番号順にA4縦のファイルに綴じて提出してください。

更新業者は、ファイルは不要ですので、書類一式をクリップ留めにして提出してください。

- ① ファイルの表紙色は、市内業者→ピンク色、市外業者→黄色を使用してください。
- ② ファイルの表紙および背表紙に、必ず商号・名称を記入してください。

【記入例】



※ ファイルについては『グリーン購入法適合』の仕様を推奨します。

13 業者登録カード記載要領（7ページの記入例参照）

委任状があるときは、受任先について記入してください。

(1) 他業種の登録欄

他業種の登録の有無を記入してください。

(2) 所在地区分欄

右表を参考に記入してください。

市内	→ 市内に本社
市内営業所	→ 契約者が市内営業所等
県内	→ 県内に本社
東北	→ 東北地方に本社
東北外	→ 東北地方以外に本社

(3) 業者番号欄

- ・新規業者⇒記入しないでください。
- ・更新業者⇒令和6年2月中に送付された「新電子入札システムへの更新に伴うログイン情報について（お知らせ）」に記載されている業者番号を記入してください。

(4) 業者名（受任先名）、代表者名（受任者名）、肩書名（受任者肩書名）、住所（受任先住所）欄

- ・一つの枠に1文字を記入してください。
- ・「代表者名（受任者名）」の欄は、姓と名の間に1マス空けて左詰めで記入してください。
- ・フリガナは必ず記入して下さい。

- (5) 郵便番号、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス欄
正確に記入してください。
- (6) 申請業種欄
・入札参加資格の審査を申し出る業種について申請欄に○をしてください。
・有資格者数(人)欄がある業種については、それぞれ記入してください。
同一人の資格であっても、申請業種・部門が異なるときはそれぞれに記載してください。
- (7) 取引金融機関(振込口座)欄
秋田市および上下水道局からの支払等に使用する金融機関を記入してください。
- (8) 担当者欄
この申請にかかる担当者の氏名、所属部署および連絡先を必ず記入してください。

14 申請書記載事項の変更届

申請後、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに変更届を提出してください。

変更届の様式および添付書類については、秋田市ホームページをご覧ください。

(ページ番号 1002076)

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002187/1002076.html>

- (1) 商号又は名称(受任先名)、住所および郵便番号(受任先住所)
(2) 電話番号、FAX番号およびe-mailアドレス
(3) 代表者(受任者)の氏名
(4) 法令等による登録に係る登録番号および登録年月日
(5) 取引金融機関
(6) その他申請内容に係る変更事項

15 秋田市電子入札システム業者番号等のログイン情報について

新規業者は、名簿登載日に、電子入札システムに参加するための業者番号等を申請書に記載のあったメールアドレスへ通知します。メールアドレスを記載の際は、お間違えないようご注意ください。

16 電子入札システムについて

令和6年4月から現行の電子入札システムから「電子入札コアシステム」を基盤とした新システムへと変更になります。新電子入札システムおよびICカードの購入については、秋田市ホームページをご覧ください。

- 電子入札システムへの入り口 (ページ番号 1010194)

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/e-bidding/1010194.html>

- 電子入札システム入札参加者向け説明動画 (ページ番号 1040835)

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/e-bidding/1040835.html>

業者登録カード(委託業者用)

※新規業者は記入しないでください。

【他業種の登録】有 (工事・物品) / 無 【所在地区分】 市内・市内営業所 県内・東北・東北外

業者番号※ 0 0 0 0 0 0 9 9 9 9 9

フリガナ 業者名 (受任先名)	アキタシセツケイ(カ)										
フリガナ 代表者名 (受任者名)	秋	田	市	設	計	株	式	会	社		
フリガナ 住所 (受任先住所)	アキタサンノウイツョウメー										
郵便番号	010 - 8560		電話番号	018 - 888 - 5438			FAX番号	018 - 888 - 5437			
e-mailアドレス	ro-fncn@city.akita.akita.jp										

【申請業種】 申請する業種について、申請欄に○をすること。
有資格者数の欄がある業種は遺漏なく記入すること。

業種名	申請	有資格者数(人)	業種名	申請	有資格者数(人)			
1 測量関係	○	測量士 2 測量士補 1	土質及び基礎					
			鋼構造及びコンクリート					
			トンネル					
			施工計画・施工設備及び積算					
			建設環境					
2 建築関係建設コンサルタント	○	一級建築士	機械	○	1			
			電気電子					
			計量証明事業者		環境計量士			
			耐震診断	耐震診断講習受講者	技術士			
3 土木関係建設コンサルタント	○	登録部門における技術士・RCCMの数	耐力度測定	耐力度測定講習受講者	地質調査技士			
			河川・砂防及び海岸・海洋					
			港湾及び空港					
			電力土木					
			道路					
			鉄道					
			上水道及び工業用水道					
			下水道					
			農業土木					
			森林土木					
			水産土木					
			廃棄物					
			造園	○	(1)	6 下水道管等清掃		職欠・漏水危険作業主任者
			都市計画及び地方計画	○	(1)		7 その他	
			地質		4			

実務経験や認定の技術者は()で表示してください。
左欄の「都市計画及び地方計画」の例は、技術士が4名・実務経験者が1名の場合。

取引金融機関(振込口座)

金融機関名	〇〇〇銀行						
支店名	☆☆☆支店						
預金種別	1 普通	2 当座	3 その他()				
口座名義人	秋田市設計株式会社						

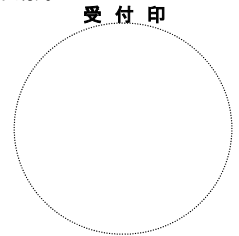
審査基準日 令和 年 1 月 1 日
有効期間満了日 令和 7 年 1 月 1 日

担当者氏名 秋田 次郎
所属部署 営業課
連絡先Tel 018 - 863 - 2222

(申請代理人・作成行政書士)
Tel

申請の担当者の氏名等を必ず記載してください(不足書類等の連絡に使用します)。

※郵送申請に際しては受理票は発行せず、下欄に受付印を押印した写しを返送する(受付印のないものは無効)。



- 1 入札心得および秋田市電子入札システム運用基準について
秋田市ホームページに掲載しておりますので、入札に臨む前に必ず読んでください。
- 2 予定価格の事前公表について
秋田市では、入札に付する全ての案件の予定価格を事前公表しています。予定価格を上回る金額で入札した場合は失格となりますので、入札前に必ず確認してください。
- 3 最低制限価格の設定について
設計金額50万円を超える入札に付する測量・建設コンサルタント等の案件については、平成23年4月から最低制限価格制度を適用しています。
詳細は「秋田市最低制限価格制度取扱要領」をご覧ください。
<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002633/1002123.html>
- 4 設計図書の閲覧について
設計図書は、電子入札システムの入札案件におけるご案内を確認してください。
- 5 入札参加業者の入札後の公表について
秋田市では、入札に参加した業者を入札終了後に公表しています。
- 6 契約保証について
入札に付した案件については、契約保証が必要となります。落札が決定したときは、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する、次に掲げるもののうちのいずれか一つを契約保証としてください。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
 - (3) 公共工事履行保証証券による保証
 - (4) 履行保証保険契約の締結
 - (5) 当該契約の履行を保証する保証人

そのほか、不明な点については、契約課工事契約担当（電話018-888-5438）へお問い合わせください。